

広島市安佐北多目的交流広場の店舗用施設使用者の公募実施要領

第1 趣旨

この要領は、広島市安佐北多目的交流広場条例（令和6年広島市条例第42号。以下「条例」という。）及び広島市安佐北多目的交流広場条例施行規則（令和6年広島市規則48号。以下「規則」という。）の定めに基づき、指定管理者が店舗用施設の使用者の公募を行う場合における具体的な取扱いについて定める。

第2 店舗用施設の運用方針

店舗用施設の運用は、以下の方針により実施するものとする。

- (1) 店舗用施設が公の施設であることを念頭に置き、その使用者の公募、選定その他店舗用施設の運用に当たっては、特定の団体等に有利あるいは不利になるような扱いをしないこと。
- (2) 店舗用施設、さらには安佐北多目的交流広場の利用促進を目的として、新規事業者が事業活動を行いやすくする運用内容とするなど、安佐北多目的交流広場のにぎわいの創出及び地域の産業の振興に資する運用内容となるよう努めること。

第3 公募実施における事務手順

1 公募要項の作成

公募に際しては、事前に「第4 公募要項に必ず定めるべき事項」に定める事項のほか、公募の内容や手続き等を記載した公募要項を定め、公募の実施に当たっては、その公募要項に基づき実施すること。

なお、公募要項を作成又は変更しようとする場合は、事前にその内容を本市に報告し、承認を得ること。

ただし、既に実施した公募において作成し、本市の承認を得た直近の公募要項の内容のうち、日程に係る事項のみを変更して新たに公募を実施しようとする場合には、本市の承認を得ることは不要とする。

2 公募要項の公表・周知

公募要項は、応募を受け付ける1か月前までに、ホームページへ掲載するなどして公募の実施及びその内容について公表すること。

なお、広報のため、公募要項とは別に、公募要項に定めた内容と整合がとれる内容のチラシ、ポスターなどを作成し、それを用いて周知することは可能とする。

3 公募実施の時期・期間

(1) 通常

現に使用されている施設に係る使用許可期間が満了する6か月前を目途に、前項に定める公募要項の公表・周知を行う。

(2) 例外

現に使用されている施設に係る使用許可期間の満了前に、施設の利用者が使用許可申請の取下げを行い、又は使用許可の取消し等を受けるなどして、前号の通常の公募の実施時期によることが出来ないときは、当該取下げ等を把握次第すみやかに公募を実施することとする。

(3) 実施期間

(1)、(2)のいずれの場合においても、周知から選定及び使用開始までに必要となる各種手続き等準備期間を含めた必要最低限の期間として、3か月程度の期間を設けること。

4 使用予定者の選定方法

(1) 手順

申込者からの提出書類及び面接により、申込資格の確認及び別表を標準として指定管理者があらかじめ本市の承認を受け定める評価基準に基づく評価を行い、最も評価点が高い者を使用予定者（店舗用施設の使用許可の申請を行うことができる者）として選定する。

使用予定者とならなかった者については、補欠とし、使用予定者の辞退又は使用予定者の選定後に虚偽等による選定の取消しがあれば、補欠のうち評価点が高い順で、使用予定者に繰り上げるものとする。

なお、評価点が高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより申込使用者を決定することとし、補欠において同点の者がいる場合についても同様にくじ引きによりその順位を決定する。

また、使用予定者を選定したとき（補欠を繰り上げた場合を含む。）は、その旨を当該者に通知する。

(2) 選定結果の公表

選定した使用予定者及び各申込者の評価結果についてはホームページに掲載し、公表すること。

(3) 使用申込者及び補欠の扱い

公募により選定された申込者及び補欠となった者については、選定を受け、又は補欠とされた公募にお

いてのみその立場を有するものとし、次回以降に実施する公募にその権利は引き継がれない。

(4) 体制

評価においては、評価基準の各項目を評価するために民間企業の経営経験がある者など、店舗運営のために必要な経験や経営的視点を有する者1名以上を含む3名以上で審査を行うこと。

5 使用許可

(1) 使用許可申請を行うべき時期

使用申込者は、前項(1)の通知を受けてから、あらかじめ本市の承認を得て指定管理者が定める日の前までに使用許可申請を行う必要がある。

なお、指定管理者が定める日については、公募において示す「使用開始日」の14日前を標準とし、補欠の者が繰り上がって使用予定者となった場合においては、その使用が確実に開始できることになると認められる日の14日前を標準とする。

(2) 使用許可申請を行う前の事前調整

指定管理者は、使用許可申請に際し、事前に使用申込者と、使用に当たっての留意事項のほか、具体的な調整事項に係る協議を行い、関係機関における所要の手続き等が行われていることなど（使用開始に当たり必要な事項が充足されていない場合には、その対応を求めるなど、使用申込者と調整を行い）、その使用が確実に実施されることが確認できた時点で、使用許可申請を受理すること。

なお、物品の搬入や内装工事など、施設の原状を変更して行う準備行為については、施設の使用許可を受けなければ実施できないことに留意すること。

6 公募実施に係る文書の保存等

(1) 保存期間

公募要項、申込者からの提出書類並びに申込者の評価及び使用予定者の選定に係る書類（以下「保存対象書類」という。）については、使用予定者の選定を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存するものとする。

(2) 本市の書類確認

指定管理者は、本市から保存対象書類の開示の求めがあればそれに従うこと。

(3) 引継ぎ

指定管理者は指定期間終了時に、保存対象書類を次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

第4 公募要項に必ず定めるべき事項

1 募集日程

受付期間、審査日程等

2 申込者の資格等

(1) 優先申込者

広島市内に住所又は事務所若しくは事業所を有すること（市外の者も申込は可能とするが、広島市内の者の使用を優先する。）。

(2) 全ての者が備えるべき事項

ア 市町村民税を滞納していないこと。

イ 暴力団員又は暴力団でないこと。

(3) 申込者の性状及び申込みの内容に応じて備えるべき事項

ア 申込みの内容が食品衛生法等関係法令に違反せず、また、違反のおそれがない内容であること

イ 外国籍の方については、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「経営・管理」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有していること。

(4) その他の要件

一の申込者が申込みが出来るのは1施設のみとし、同一の者が店舗用施設の2施設を同時に使用許可を受けて使用することはできず（使用許可期間の重複する期間に関わらない。）、申込時点において、当該申込により使用予定者として選定されれば2施設を同時に使用許可を受けて使用することとなる者の申込は認めない。

3 申込みに必要な書類

(1) 全ての申込者が提出する必要がある書類

ア 申込書

イ 事業計画書・収支計画書

ウ 法律上の許可等を必要とする業種にあつては、その許可書又は証明書の写し（申込みの時点で許可書又は証明書がない場合には、使用許可を受けるまでに当該許可または証明をうけ、写しを提出することに係る誓約書）

- (2) 申込者が個人の場合に提出する必要がある書類
 - ア 申込者本人の住民票の写し（本籍又は国籍の記載があるもの）
 - イ 市町村民税の納税証明書（完納していることを証明する最新のもの）
 - ウ 外国籍の方にあつては、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「経営・管理」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有していることが確認できる書類（在留カードや在留資格・在留期間等の記載のある住民票の写しなど）
 - エ その他の事情に応じて必要とする書類
- (3) 申込者が法人の場合
 - ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - イ 法人市民税の納税証明書（完納していることを証明する最新のもの）
 - ウ 本店所在地が広島市外の場合は、法人市民税申告事項等証明書
 - エ その他の事情に応じて必要とする書類
- 4 選定の方法
審査内容（書面審査及び面接審査を行う旨）、評価基準
- 5 使用開始日・使用許可期間
 - ア 使用開始日
使用を開始すべき日
（ただし、補欠の者が繰り上がって使用予定者となった場合は、別途協議により使用を開始すべき日を決定する）
 - イ 使用許可期間
1年以上5年未満の範囲内で指定管理者と本市で協議の上で設定する期間
（期間の設定の考え方については、新規事業者が事業活動や地域活動などに参画しやすくなる運用内容とする場合においては、1年以上3年未満の範囲で設定するなど、指定管理者の提案する運用内容に応じた期間設定とする。）
- 6 営業が可能な時間帯・最低限営業すべき日及び時間帯
 - ア 営業可能な時間帯
午前9時から午後9時まで（営業ができないとする日はない）
 - イ 最低限営業すべき日及び時間帯
指定管理者と本市で協議の上で設定する最低限営業すべき日及び時間帯
- 7 利用料金及びその他使用者の費用負担
利用料金、内装の改修や設備の設置等経費、光熱水費
- 8 その他使用に関する注意事項
禁止事項や、使用許可の取消し事項等、使用に関する注意事項

第5 公募によらず特例的に使用を許可する場合の扱い（規則第3条第1項ただし書き関係）

申込者の不在（申込資格を満たす者がいなかった場合を含む。）により公募で使用予定者が選定されなかった場合において、現に店舗用施設を使用する者が、使用許可期間の満了後に引き続いて店舗用施設を使用する意思を有する場合には、公募によらず、現に店舗用施設を使用する者が、使用許可申請を行うことを認めることとする。

なお、この場合においては、現に許可を受けている使用許可期間の満了日の翌日から起算して6か月を使用許可期間とする。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

【別表】

標準とすべき評価基準

(1) 評価項目・配点

評価項目		配点
1 実現性	事業計画の内容が誇大なものとなっていないなど、実施可能な内容となっているか。	10
	設定する利用者層や目標と提供するサービスの内容の整合性がとれているか。	10
	継続的な運営が可能な収支計画となっているか。	10
	品質管理・衛生管理について適切な内容となっているか。	10
	事故・災害発生時等、緊急時の対応について適切な内容となっているか。	5
	小計	45
2 事業効果	安佐北多目的交流広場の利便性と魅力向上に資する内容となっているか。	20
	利用者呼び込む話題性、独自性その他工夫があるか。	20
	小計	40
3 公益性	安佐北多目的交流広場の設置目的に沿った運営内容となっているか。	5
	地元名産品の販売等、地域貢献の取組があるか。	5
	安佐北多目的交流広場の環境維持、美化などに配慮した運営内容となっているか。	5
	小計	15
合計		100

(2) 加点項目・加点

加点項目	加点
新規事業者が事業活動を行いやすくする運用内容とする場合において、当該者に該当する申込であることなど、指定管理者が提案する運営内容に応じた項目を設定	最大20点

※加点項目は、必ず設定が必要な項目とはしない（指定管理者が提案する運営内容に応じて設定の有無を判断する。）。